

令和6年8月教育長定例記者会見

期 日 令和6年8月9日（金）

時 間 15:30～16:17

出席記者 中国新聞、HOME、NHK、TSS、RCC、読売新聞、朝日新聞、毎日新聞、山陽新聞、時事通信

《新しい入学者選抜制度に係る成果と課題について》

中国新聞：中国新聞の河野と申します。新しい高校入試の関係で質問します。自己表現カードについて、導入2年でなくすということになったんですが、そのことへの受け止めというのを改めてお聞きしたいと思います。

教育長：先ほども申し上げましたけれども、この自己表現を2年実施して、その都度できる運用の改善を図ってきたというところでございます。御指摘の自己表現カードでございますけれども、自己表現するにあたって、どのような自己表現をするのかといったところを〔生徒が〕整理するものとして導入したところでございますけれど、先ほど申し上げたように、アンケート結果によりますと実際の使用実態がですね、一部の生徒にとどまっているということもございます。26%でしたけれども。また、この自己表現の実施について、実際行ったところ、生徒が十分にできたというような自己評価をしているといったこともございますので、この使用実態、それから生徒の手応え、実際の運用に係る負担への配慮といった観点から、今回から自己表現カードの作成・提出自体を取りやめるということではございますけど、この2年間で一定程度の理解が進み、着実に行われてきたことを踏まえて、この度、新たな取組を行うということで理解をしております。

中国新聞：ありがとうございます。先ほどこの資料にもあるように受検生や教員の負担ということが御指摘であったと思うんですけども、その辺の配慮はどうだったかなっていうふうに振り返っておられますでしょうか。

教育長：先ほど申し上げましたけれども、自己表現カードの作成時間を短くするなどといったことで工夫をしてみました。その中で実際活用したという生徒が4分の1程度でございますので、それ以外の方法で自分なりに自己表現を考えて、検査に臨まれて、生徒自身もそれなりの手応えを感じておられるというようなところでございますので、その都度の振り返りを踏まえて改善を行ってきたところでありますけれども、今回もその一環として、できるところの改善を行うといったものだというふうに考えております。

中国新聞：分かりました。負担という言葉で書いてあるんですけども、教育長としてはどの辺が負担になっていたというふうに振り返っておられますでしょうか。

教育長：担当から伺っておりますけれども、やはり時間的な制約というのが一定程度あったのかなと思っております。作成する時間いっぱいを使ってということで生徒も当然真剣に臨みますし、その分検査時間にも配慮しながら会場運用しなければならないといった学校側の一定程度の負担もあると思いますので、その時間への対応といったのが大きいのかなと思っております。

中国新聞：ありがとうございます。代替の持込資料をどうするか検討するみたいなことが資料にあるん

ですけども、自己表現カードをなくして別の持込資料を可能とするというふうに今のところ
お考えでしょうか。

教育長：現在でも代替のものは持込可能になっておりますので、そこの運用自体は、基本的には変わ
らないかなというふうに思っています。

中国新聞：ありがとうございます。

《県教育委員会職員の略式起訴について》

中国新聞：中国新聞の和田と言います。先日広島区検の方がですね。県教委の職員を官製談合防止法違
反などの疑いで略式起訴したかと思うんですけど、これについての教育長の受け止めをお聞
かせください。

教育長：いわゆる官製談合防止法違反があったとして、告発がなされていた事案について、先般広島
簡易裁判所から当時の県教委事務局の職員が、公募型プロポーザル方式で発注した契約に関
して、契約の公正を害したとして、同法の違反等により略式命令を受けたということであ
りまして、県教育委員会といたしましては、職員が官製談合防止法違反で略式命令を受けた
という事実を重く受け止めておりますし、またこのようなことが二度と生じないよう組織風
土の改善を進めるとともにコンプライアンスの徹底を進めてまいりたいと考えております。

読売新聞：読売新聞の岡本と申します。組織風土の改善であったり、コンプライアンスを徹底するって
いう所に際して、実際問題何が原因だったのかってところ、また職員の聞き取りなどは
今後行う予定はありますでしょうか？

教育長：今回の一連の事案については昨年2月ですけども、教育委員会としても調査を行いまして、
関係職員の処分と当時の統括責任者である前教育長が自ら給料を自主的に返納するといっ
た対応を取ったところでございまして、この事案については、既に調査を行った結果、処分
等も行っているところでございますので、新たな事案といたしますか、ものがない限りにおい
ては新たな調査というものは特段考えてはおりません。

読売新聞：現状として、追加の調査はもう行わない方針だということですか。

教育長：今回、略式命令を受けたということでありまして、その当該の職員が略式起訴されたとい
うところの起訴状も含めてですね。よく確認をいたしまして、その対応について考えていき
たいと思います。

読売新聞：当該の元課長にあたると思うんですけども、その元課長に対してはもう既に処分が行って
るので同一事案による処分は行わないということでしょうか。

教育長：そうですね、基本的な考え方といたしましては、今回の当該職員は昨年2月に戒告処分とい
うことになっております。そして今回略式命令を受けたということでありまして、その事
案自体は同一の事案であります。従いまして、基本的な考えとして一事不再理というのがあ
ると思いますけれども、今回の略式命令の内容、事実関係についてよく訴状を含めて確認を
させていただいて、必要な対応があれば考えていきたいというふうに思います。

読売新聞：認識の確認なんですけど、現状で起訴状は確認されていないということですかね。

教育長：起訴状自体については確認をしております。その十分な吟味というところでは現時点で全て
できてるかという、しっかり検討する必要があるかなというふうに思っております。

読売新聞：承知しました。

HOME : ホームテレビです。関連してなんですけれども、いつもお話の中で出てくるコンプライアンスの徹底というところがあるんですけども、今回のこの略式命令を受けまして、その辺り具体的にはどういうふうに取り組むのかというのをまた改めて教えていただきますでしょうか。

教育長 : 既に取り組んでいるところをしっかりと繰り返して、徹底していくことに尽きると思うんですけども、全ての職員が会計に関する研修を行っておりますし、またコンプライアンスに関してですね、内部にその組織を設けて定期的な確認等も行っております。加えまして、組織風土の改善ということで、各所属の中でですね。私も含めてなんですけども、職員が気づきも含めて忌憚ない意見を含めて言えるような心理的に安全な職場づくりということも進めておりますので、これまで一連の事案を教育委員会の中でまとめて整理した対応策について着実に実施をしていきたいというふうに思っております。

N H K : NHKの諸田と言います。そのコンプラとか組織風土の改善という点についてお伺いしたいんですけど、もともとどういう組織風土だったとかが今回のこういう問題に繋がったというふうにお考えかお伺いしたいです。

教育長 : その当時、教育委員会がまとめた報告書に書いてあるところに尽きると思うんですけども、端的に申し上げると組織の中でですね。その所属長も含めてなんですけども、虚心坦懐に意見を言う。また、その議論するといった環境が必ずしも十分でなかったといったところが一番大きく指摘されるんじゃないかなというふうに思います。何か間違ったことがあった時にここはどうなんだろうかってことを気づいて、お互いに指摘しあえる、確認しあえるといったところがやはり健全な組織として重要なことだと思いますので、その点が大きかったのかなと思いますし、またその点を踏まえて再発防止をしっかりやっていきたいというふうに思ってます。

中国新聞 : 中国新聞の河野と申します。引き続き同じ案件なんですけども、まず確認なんですけども、略式命令で50万円という命令が出てるんですけども、現時点でその職員が納付したかどうかは確認されていらっしゃいますか。

教育長 : はい、納付したと聞いております。

中国新聞 : ということは、刑罰も確定しているということになります。そうなるんですね、この略式命令の罰金刑が確定した職員はその後異動して、現在高校の校長されてると思うんですけども、その方が引き続き、略式起訴されている方が[校長を]やっているということになるんですけども、それでも処分は今のところ必要ないというふうにお考えでしょうか。

教育長 : 先ほど申し上げたように、戒告処分があった同一の事案でございますので、基本的にはその一事不再理というところの考え方あると思うんですけども、先ほど申し上げたように起訴状をよく吟味してですね。必要な対応がないかということについては検討していきたいと思っております。なお、公務員としての資質という点で言いますと、地方公務員法でいきますと、禁固刑以上の場合は当然失職ということになりますけども。それ以下のものについては当然定めがございません。従いまして、現時点でのその職務について、しっかり職務を果たしていただきたいというふうに思っております。

中国新聞 : ただ、一方で人事院の懲戒処分指針について、国家公務員だったら御存知かと思うんですけども、基本的に入札談合に関わった職員の行為は停職か免職というふうに定められているんですけども、その辺はどのように指針についてお受け止めでしょうか。

教育長：それぞれの任命権者の方で懲戒処分の指針を定めるものでございますので、直ちに人事院の指針が適用されるものではないということがあります。ただ一方ですね、同じ公務員ということでもありますので、その考え方は十分に参考にしながら起訴状の内容についてしっかり吟味をしてですね、必要な対応があるのかどうかについても含めて検討したいと思います。

中国新聞：もう一点、先ほど去年の2月でしたっけ。当該職員に対して一度処分を出して、確か戒告だったと思うんですけども、ただ当時は地方自治法の違反で戒告処分となっていたんですけども、今回は報告書の内容と起訴状の内容がちょっと違うかと思うんですけど、官製談合防止法となっていて、あと刑法でしたっけ、法律の概要が違って、別案件っていう考え方でもできるんですが、それでも今回やっぱり同じ事案とお考えですか。

教育長：事案自体は同一の事案であると思っておりますが、おっしゃるようにその刑罰の中で適用する法律の引用が異なっておりますので、その点も含めてですね。必要な検討はしたいと思います。

中国新聞：ということは、今後内部で処分が必要かどうか検討して、教育委員会会議にかけるなりとかをお考えですか。

教育長：まずは起訴状の中身をですね、よく吟味をして、その法的な意味合いも含めてですね、よく検討をしたいと思います。

中国新聞：分かりました。ちょっとコメントしにくいかもしれませんが、やはり県民からはですね。当時トップだった平川前教育長が何の処分もなく、まあ給料は自主返納されてるんですけど処分っていうのがなくてですね、今回まあ起訴もなかったということで、県民からは納得できないような声も聞かれると思うんです。教育委員会として平川前教育長に対して今のところ何かお考えはございますでしょうか。

教育長：御指摘のように、平川前教育長については不起訴処分とされましたけれども、これまでも一連の問題に関しまして、県議会でも責任は全て自分にあると答弁されておりますし、またこの度職員が略式命令を受けるといったことについても、当時の教育委員会を統括する教育長という立場として非常に重く思いますので、改めて重く受け止めていただきたいと思います。

中国新聞：ちょっとコメントしにくいかもしれませんが、検察庁が平川前教育長を不起訴としたことについてはどのように受け止められたでしょうか。

教育長：その点については警察、検察の捜査でございますので、県教委の立場で何かコメントすることについては難しいのかなと思います。

中国新聞：重く受け止めるとはおっしゃってたんですけども、今回の略式命令ということで、県民や教育関係者には驚きとかですね、不信感が広がってると思うんですけども、そういう方達に対してコメントはございませんでしょうか。

教育長：冒頭も申し上げましたけども、今般の事案についてですね。官製談合防止法違反といった事実を重く受け止めておりますし、また二度とですね、こうしたことが起きないように組織風土の改善、またコンプライアンスの徹底をしてまいりたいと思っております。

読売新聞：読売新聞の岡本と申します。現状、当該の元課長さんなんですけども、職務は継続されるという認識で間違いなことを承知しました。具体的な属性について、県教育委員会から明らかにしていただくことは可能ですか。まあ、その校長をされてるというのは私も職歴であったり、職員録を調べたらわかるんですけども、県教委からそういった公表していただくこと

はできませんか。

教育長：はい、公表する考えはございません。

読売新聞：ないということで分かりました。一事不再理の考え方についてなんですけど、私の法解釈ですが、憲法における一事不再理のことでしょうか。

教育長：基本的には刑罰の憲法です。けれども、それがいわゆる行政罰である懲戒処分等でも引用されるというのが一般的な運用でありますので、その考え方は刑法に限らずあるものと解されていると思っております。

読売新聞：すみません。〔当該職員の〕戒告について、この戒告処分を当時の課長に出されたのが何日付けだったかっていうの教えてください。

総務課長：令和5年の2月21日付けです。また、先ほどありましたが、〔処分時の〕事由の中には官製談合防止法第8条及び地方自治法第234条第2項に違反すると記載しております。

《懲戒処分の発表時における教育長の出席について》

毎日新聞：毎日新聞の高田と言います。組織風土の関係でちょっと以前から気になってることを関連してお聞きするんですけども、4月に私が来てから何度か教育委員会関係の懲戒処分の発表があります。けれども、これは必ず教育長がお出になってからわざわざパネルを外して、全然関係のないステージをですね、開いてやっておられますけれども、これはどういう意味合いがあるんですかね。というのは、いろんなところで私も取材歴があるんですけども、正直広島県教委みたいにこんなに度々わいせつ事案とかで懲戒免職であるとか非常に重い処分を発表するところは経験がないもので、それもおかしいと思っておりますし、そういった重大な処分の事案の発表の席にたったの1度も教育委員会のトップである教育長がいらっしやなくて、直前までいた人がいなくなってから場を取り繕うような形で全然違う会見というステージを作っておられることが非常に奇異に感じるんですよ。この奇異に感じる点がおっしゃってるような組織風土と、まあ私見ですけども関係あるんじゃないかと思うんですよ。教育長はそういう処分であるとか、いわば汚い場面には出てこないとか、そういうものとして崇め奉るっていうか、神聖にして犯すべからずみたいなのかないですか。そういうことが組織風土と関係あるんじゃないでしょうか。それが非常に気になってるので教育長に聞いてみます。

教育長：はい、いくつか要素があったと思います。まず記者会見自体のあり方の問題ですね。これは秘書広報室が調整しておりますので、その考え方をまた確認したいと思います。一方で御指摘の懲戒処分が多いということについてその点については重く受け止めておりますし、先般、盗撮事案が相次いだということで懲戒免職を連続してせざるを得なかったといったことがございましたので、私からもメッセージを発出するなどして、不祥事の防止の取り組みを各学校で、また、市町の教育委員会とも連携して全力で取り組んでいるといったところでございます。その上で会見の場に私がいらないのはどうなのかということだと思っておりますけども、事案によるかと思えます。任命権者としての広島県教育委員会事務局、そしてその統括の責任者としての教育長という立場がございます。一方で、市町立学校については職員の身分自体はですね、市町の職員であるということで、その服務監督の平時の責任においては市町の教育委員会があるということです。責任の所在が異なるところがございますので、その事案の

軽重ですとか、またその処分の事案ですとか職員の所属その管理監督の責任が誰にあるかといったところ、総合的に勘案して、対応すべきは対応するというふうに思っております。

毎日新聞：教育長の神聖にして犯すべからずっていう部分がないですかっていうことを聞いてたんです。

教育長：私もこういった何て言いますかね。今は組織の長に立つものですが、文科省にいた時は組織の長を意識して仕事をしておりました。当然、トップがどのような言動するかというのを注目しておりましたので、逆の立場になってどうなのかということは感じるころはございます。そういったことを常にですね、振り返りながら私自身がそうになっていないのかということについては職員と対話しながら、振り返っていきたいというふうに思っております。御指摘の点のようなことがあるのであれば、職員と話をしながら、どういった対応が望まれるのかということについて、それこそ虚心坦懐に話をしていきたいなと思っております。

毎日新聞：今のお答えの中で、市町の教員であるとかっていう処分対象者の話が出ましたけれども、細かいようですけれども、県立学校の懲戒処分の場合、懲戒免職も含めてですけれども、そういう場合は教育長が謝罪されると、同席されるとそういうふうに考えていいんですか。

教育長：事案の軽重を踏まえてですね。検討させていただきます。